



海外旅行保険

フリー契約用

旅行

フリー契約用 のチラシです。

このチラシは、海外旅行保険の概要をご紹介します。詳細内容については「海外旅行保険パンフレット」をあわせてご確認ください。



海外旅行中の方が一にもお役に立てるジョー!

ご契約に関するご注意

東京海上日動のサービス体制の詳細内容については「海外旅行保険パンフレット」をあわせてご確認ください。

お知らせ

東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）では、さらなる安心をお届けするために、以下の補償、サービスをセットした「契約タイプ」を別途ご用意しております。ぜひご検討いただきますようお願い申し上げます（本チラシ掲載のプランでは以下のいずれの補償、サービスも対象外となります。）。

- 治療費等が高額になっても安心の治療・救援費用保険金額が「無制限」の補償
 - 旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化して治療が必要になった場合の補償
 - 電話による通訳等を手数料無料でご利用いただける「トラベルプロテクト」サービス
- ※詳細内容については「海外旅行保険パンフレット」にてご確認ください。

フリー契約では
ご不安なお客様、
「海外旅行保険 個人・タイプ契約用」
パンフレットを
ご確認ください！



無料で利用
できる電話
による通訳
サービス

治療・救援費
用の保険金額
無制限

持病が悪化し
たときの治療
費用

航空会社に預
けた手荷物が
出てこず、身
の回り品を
買ったときの
費用

フリー契約で
本当に大丈夫かしら？

航空機が欠
航になった
ときの追加
宿泊費用



※上記はフリー契約では対象外となる補償やサービスの一例です。

ここが違う!! フリー契約と契約タイプ

比較項目		フリー契約	契約タイプ
補償内容の違い	治療や救援費用に関わる補償項目	×	○
	疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金	×	○
	航空機寄託手荷物保険金	×	○
航空機遅延保険金	×	○	
サービスの違い	トラベルプロテクト	×	○

上記は保険商品の内容がすべて記載されているものではありません。あくまで参考情報としてご利用ください。また、補償やサービスの詳細内容につきましては、「海外旅行保険 個人・タイプ契約用」のパンフレット等をご確認ください。

フリー契約では補償されない費用も...

えっ！悪天候で飛行機がとばない？!

弊社の海外旅行保険タイプ契約

ご加入のAさん

保険(航空機遅延保険金)で補償された

請求書
宿泊費 \$ 〇〇
夕食代 \$ 〇〇
合計 \$ 〇〇
〇〇ホテル

フリー契約
ご加入のBさん

全額自己負担

ご契約金額と保険料

ご契約の際のご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中でも住居に帰着した時点で保険は終了します。
 - 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2か月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」の保険期間は「3か月まで」となります。
 - 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年取等に応じた引受けの限度額があります。
 - 補償の重複について：
 - ・賠償責任危険担保特約、救援者費用等担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*1}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
 - ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。^{*2}
- ^{*}補償の重複に関する確認のため、弊社は他のご契約の代理店に本契約に関する情報を提供することがあります。
^{*}1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。
^{*}2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

69歳以下	年齢	保険金の種類	保険金額 (ご契約金額)	保 険 期 間 (保険のご契約期間・旅行期間)																		
				1日まで	2日まで	3日まで	4日まで	5日まで	6日まで	7日まで	8日まで	9日まで	10日まで	11日まで	12日まで	13日まで	14日まで	15日まで	17日まで	19日まで		
0歳以上 29歳以下	傷 害 死 亡	1,000万円	220	220	220	220	220	220	230	230	230	230	240	250	250	260	260	260	270			
		3,000万円	660	660	660	660	660	660	690	690	690	690	720	750	750	780	780	780	810			
		5,000万円	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,150	1,150	1,150	1,150	1,200	1,250	1,250	1,300	1,300	1,300	1,350			
	傷 後 遺 障 害	1,000万円	110	120	120	130	140	150	160	160	170	170	180	190	190	190	210	210	220			
		3,000万円	330	360	360	390	420	450	480	480	510	510	540	570	570	570	630	630	660			
		5,000万円	550	600	600	650	700	750	750	800	800	850	900	950	950	950	1,050	1,050	1,100			
	疾 病 死 亡	300万円	110	110	120	120	130	140	140	140	140	140	150	150	150	150	150	150	160			
		500万円	190	190	200	200	220	230	230	230	240	240	250	250	250	250	260	260	260			
		1,000万円	380	380	390	390	430	450	460	460	470	480	480	490	490	500	500	510	520			
	賠 償 責 任	5,000万円	40	40	40	40	50	50	50	50	60	60	60	60	60	60	70	70	70			
		10万円	200	300	390	480	630	750	850	930	1,010	1,100	1,170	1,260	1,340	1,420	1,480	1,540	1,640			
		20万円	320	480	630	770	1,010	1,210	1,360	1,490	1,620	1,750	1,880	2,010	2,150	2,270	2,360	2,460	2,620			
30歳以上 69歳以下	携 行 品 損 害	30万円	360	540	710	870	1,130	1,360	1,520	1,680	1,830	1,970	2,110	2,270	2,410	2,550	2,660	2,760	2,950			
		300万円	160	280	380	440	530	610	690	760	840	910	980	1,050	1,130	1,210	1,280	1,360	1,440			
		500万円	170	300	410	480	570	660	740	820	910	980	1,060	1,140	1,220	1,310	1,380	1,460	1,540			
	傷 治 療 費 害 用	1,000万円	190	320	440	510	610	710	800	880	980	1,060	1,140	1,230	1,320	1,410	1,500	1,590	1,680			
		300万円	360	600	800	1,000	1,240	1,440	1,560	1,870	2,030	2,180	2,400	2,530	2,750	2,970	3,450	3,750	4,180			
		500万円	390	650	870	1,080	1,340	1,550	1,690	2,020	2,200	2,360	2,590	2,740	2,980	3,210	3,730	4,050	4,510			
	疾 治 療 費 病 用	1,000万円	420	700	930	1,170	1,450	1,670	1,820	2,180	2,370	2,550	2,790	2,960	3,210	3,460	4,020	4,370	4,870			
		300万円	160	290	400	450	460	530	620	760	830	900	990	1,130	1,230	1,320	1,430	1,550	1,680			
		500万円	170	320	440	490	500	570	670	820	900	970	1,070	1,220	1,320	1,430	1,550	1,680	1,840			
	救 援 者 等 費 用	1,000万円	190	340	470	530	540	620	720	880	970	1,160	1,310	1,430	1,550	1,680	1,840	2,010	2,190			
		300万円	200	350	470	600	710	850	980	1,110	1,240	1,330	1,440	1,540	1,640	1,740	1,840	1,940	2,040			
		500万円	220	370	510	650	770	920	1,060	1,200	1,340	1,440	1,560	1,670	1,780	1,880	1,980	2,080	2,180			
傷 治 療 費 害 用	1,000万円	240	400	550	700	830	990	1,150	1,300	1,450	1,560	1,680	1,800	1,920	2,030	2,150	2,270	2,390				
	300万円	480	790	1,060	1,320	1,630	1,950	2,250	2,560	2,860	3,060	3,300	3,570	3,850	4,080	4,640	5,040	5,600				
	500万円	520	850	1,150	1,430	1,770	2,100	2,440	2,760	3,090	3,310	3,560	3,860	4,170	4,410	5,020	5,450	6,060				
疾 治 療 費 病 用	1,000万円	560	920	1,240	1,540	1,910	2,270	2,630	2,980	3,330	3,570	3,840	4,170	4,500	4,760	5,420	5,880	6,540				
	300万円	180	350	490	550	570	670	800	1,000	1,110	1,230	1,350	1,520	1,650	1,790	1,930	2,070	2,210				
	500万円	200	370	530	600	620	730	860	1,080	1,200	1,320	1,460	1,650	1,790	1,930	2,070	2,210	2,350				
救 援 者 等 費 用	1,000万円	210	400	570	650	670	790	930	1,160	1,300	1,430	1,570	1,780	1,930	2,080	2,230	2,380	2,530				

70歳以上 ^{*4}	年齢	保険金の種類	保険金額 (ご契約金額)	保 険 期 間 (保険のご契約期間・旅行期間)																		
				1日まで	2日まで	3日まで	4日まで	5日まで	6日まで	7日まで	8日まで	9日まで	10日まで	11日まで	12日まで	13日まで	14日まで	15日まで	17日まで	19日まで		
	傷 害 死 亡	1,000万円	220	220	220	220	220	220	230	230	230	230	240	250	250	260	260	260	270			
		3,000万円	660	660	660	660	660	660	690	690	690	690	720	750	750	780	780	780	810			
		5,000万円	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,150	1,150	1,150	1,150	1,200	1,250	1,250	1,300	1,300	1,300	1,350			
	傷 後 遺 障 害	1,000万円	100	110	110	120	130	140	140	140	140	150	150	160	170	170	170	190	200			
		3,000万円	300	330	330	360	390	420	420	420	420	450	450	480	510	510	510	570	600			
		5,000万円	500	550	550	600	650	700	700	700	700	750	750	800	850	850	850	950	1,000			
	疾 病 死 亡	100万円	40	40	40	40	40	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50			
		300万円	110	110	120	120	130	140	140	140	140	140	140	150	150	150	150	150	160			
		500万円	190	190	200	200	220	230	230	230	240	240	240	250	250	250	250	260	260			
	賠 償 責 任	5,000万円	40	40	40	40	50	50	50	50	60	60	60	60	60	60	70	70	70			
		10万円	200	300	390	480	630	750	850	930	1,010	1,100	1,170	1,260	1,340	1,420	1,480	1,540	1,640			
		20万円	320	480	630	770	1,010	1,210	1,360	1,490	1,620	1,750	1,880	2,010	2,150	2,270	2,360	2,460	2,620			
携 行 品 損 害	30万円	360	540	710	870	1,130	1,360	1,520	1,680	1,830	1,970	2,110	2,270	2,410	2,550	2,660	2,760	2,950				
	300万円	370	580	840	1,100	1,390	1,700	2,010	2,330	2,660	2,990	3,330	3,670	4,030	4,390	4,960	5,110	5,780				
	500万円	400	630	910	1,190	1,510	1,830	2,170	2,520	2,870	3,230	3,600	3,970	4,350	4,740	5,370	5,520	6,250				
傷 治 療 費 害 用	1,000万円	430	680	980	1,280	1,630	1,980	2,340	2,720	3,100	3,490	3,880	4,290	4,700	5,120	5,790	5,960	6,750				
	300万円	810	1,400	2,030	2,540	3,180	3,820	4,370	4,910	5,440	5,970	6,530	7,100	7,690	8,260	8,790	9,590	10,710				
	500万円	870	1,510	2,200	2,740	3,440	4,120	4,730	5,310	5,880	6,450	7,060	7,680	8,310	8,930	9,510	10,370	11,580				
疾 治 療 費 病 用	1,000万円	940	1,630	2,370	2,960	3,710	4,450	5,100	5,730	6,350	6,960	7,620	8,280	8,970	9,640	10,260	11,190	12,500				
	300万円	450	760	1,020	1,360	1,700	2,040	2,400	2,790	3,280	3,830	4,340	4,890	5,430	6,010	7,400	8,070	9,030				
	500万円	490	820	1,110	1,470	1,830	2,210	2,600	3,010	3,550	4,140	4,700	5,280	5,880	6,500	8,000	8,730	9,770				
救 援 者 等 費 用	1,000万円	530	890	1,190	1,580	1,980	2,380	2,800	3,250	3,830	4,460	5,070	5,700	6,340	7,010	8,640	9,420	10,540				

- 上記に記載のない保険金額(ご契約金額)をご希望の場合は、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。
- *4 始期日における保険の対象となる方の年齢が満70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。)

● 次のいずれかに該当する場合、ご契約できる傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、それぞれ「他の保険契約等^{*3}」と合算して、1,000万円が上限となりますので、ご注意ください。

① 始期日における保険の対象となる方の年齢が満15歳未満の場合

② ご契約者と保険の対象となる方が異なるご契約で保険の対象となる方の同意がない場合

***3** この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができません。

● スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、「海外旅行保険パンフレット」をご確認ください。

● 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、「海外旅行保険パンフレット」をご確認ください。

● 必要な補償項目を組み合わせることができますが、「傷害後遺障害」または「傷害治療費用」のうち少なくともいずれか1つはセットしてください。なお、死亡補償（「傷害死亡」または「疾病死亡」）をセットする場合には、その保険金額と同額以上の傷害後遺障害を必ず組み合わせてください。また、保険料は合計で1,000円以上となるよう組み合わせてください。



／払い込みいただく保険料 (単位:円)

21日まで	23日まで	25日まで	27日まで	29日まで	31日まで	34日まで	39日まで	46日まで	53日まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで
280	300	320	330	350	360	360	360	370	420	470	600	810	1,000	1,210	1,410	1,620	1,830	2,040	2,230	2,430
840	900	960	990	1,050	1,080	1,080	1,080	1,110	1,260	1,410	1,800	2,430	3,000	3,630	4,230	4,860	5,490	6,120	6,690	7,290
1,400	1,500	1,600	1,650	1,750	1,800	1,800	1,800	1,850	2,100	2,350	3,000	4,050	5,000	6,050	7,050	8,100	9,150	10,200	11,150	12,150
230	250	270	280	300	310	310	330	330	390	450	610	850	1,080	1,310	1,550	1,790	2,040	2,280	2,500	2,750
690	750	810	840	900	930	930	990	990	1,170	1,350	1,830	2,550	3,240	3,930	4,650	5,370	6,120	6,840	7,500	8,250
1,150	1,250	1,350	1,400	1,500	1,550	1,550	1,650	1,650	1,950	2,250	3,050	4,250	5,400	6,550	7,750	8,950	10,200	11,400	12,500	13,750
160	170	170	170	170	180	200	220	250	300	360	510	740	970	1,200	1,430	1,660	1,890	2,120	2,350	2,580
270	280	280	290	290	310	340	370	420	500	600	850	1,240	1,620	2,000	2,380	2,760	3,150	3,540	3,920	4,310
530	550	550	570	570	610	680	730	830	990	1,190	1,700	2,470	3,240	3,990	4,750	5,520	6,290	7,070	7,840	8,610
70	80	80	90	90	90	100	120	140	160	180	240	340	430	520	620	710	800	900	990	1,090
1,730	1,890	1,960	2,000	2,030	2,070	2,120	2,150	2,150	2,150	2,250	2,570	3,120	3,670	4,220	4,800	5,360	5,950	6,530	7,090	7,660
2,770	3,030	3,130	3,210	3,250	3,320	3,400	3,430	3,430	3,450	3,610	4,120	5,000	5,870	6,760	7,680	8,580	9,520	10,450	11,340	12,260
3,110	3,410	3,520	3,610	3,660	3,730	3,820	3,860	3,860	3,880	4,060	4,630	5,620	6,610	7,600	8,640	9,650	10,710	11,760	12,760	13,790
2,400	2,680	2,980	3,280	3,590	3,900	4,090	4,880	5,450	6,150	7,470	8,390	11,880	15,090	19,230	22,860	26,680	30,940	35,320	39,490	44,080
2,590	2,900	3,220	3,540	3,880	4,210	4,420	5,280	5,890	6,650	8,080	9,070	12,850	16,320	20,790	24,720	28,850	33,450	38,190	42,690	47,660
2,790	3,130	3,480	3,820	4,180	4,550	4,770	5,690	6,360	7,170	8,710	9,790	13,860	17,610	22,440	26,680	31,130	36,100	41,210	46,070	51,430
4,620	5,080	5,600	6,100	6,620	6,920	9,600	12,360	17,500	23,050	30,590	39,500	61,760	82,740	108,620	131,970	154,360	180,540	207,490	233,120	261,290
4,990	5,500	6,050	6,600	7,150	7,480	10,380	13,360	18,920	24,920	33,080	42,710	66,770	89,450	117,440	142,690	166,890	195,200	224,340	252,050	282,510
5,390	5,930	6,530	7,120	7,720	8,070	11,200	14,420	20,410	26,890	35,690	46,090	72,050	96,530	126,730	153,970	180,090	210,640	242,080	271,990	304,850
2,930	3,240	3,640	4,270	4,600	5,130	5,140	5,150	5,160	5,270	5,440	5,710	6,100	6,490	6,890	7,300	7,730	8,150	8,600	9,050	9,520
3,170	3,500	3,930	4,620	4,980	5,550	5,560	5,570	5,580	5,690	5,880	6,180	6,590	7,020	7,450	7,890	8,350	8,820	9,300	9,790	10,290
3,420	3,780	4,240	4,990	5,370	5,980	6,000	6,010	6,020	6,140	6,340	6,670	7,110	7,570	8,040	8,520	9,010	9,510	10,030	10,560	11,110
3,210	3,590	3,980	4,370	4,780	5,180	5,750	6,850	8,720	10,810	13,260	19,220	28,620	37,450	46,610	55,530	64,600	73,520	81,890	89,780	97,880
3,470	3,880	4,300	4,730	5,170	5,610	6,220	7,410	9,430	11,690	14,340	20,780	30,940	40,490	50,400	60,040	69,850	79,490	88,550	97,070	105,820
3,740	4,190	4,640	5,100	5,570	6,050	6,710	7,990	10,180	12,610	15,470	22,430	33,390	43,690	54,380	64,790	75,370	85,780	95,550	104,750	114,190
6,190	6,800	7,480	8,140	8,810	9,200	13,510	20,310	31,620	45,040	60,090	96,880	153,240	208,900	263,640	318,390	374,050	429,700	485,360	541,020	596,680
6,690	7,350	8,090	8,800	9,530	9,950	14,610	21,960	34,190	48,700	64,970	104,740	165,680	225,860	285,050	344,240	404,420	464,600	524,780	584,960	645,130
7,220	7,930	8,730	9,500	10,280	10,740	15,770	23,690	36,890	52,550	70,110	113,030	178,780	243,720	307,590	371,460	436,400	501,340	566,280	631,210	696,150
3,920	4,330	4,860	5,700	6,130	6,820	6,990	7,120	7,370	7,480	7,920	9,000	10,710	12,420	14,100	15,780	16,920	17,680	18,450	19,230	20,040
4,240	4,680	5,260	6,160	6,630	7,380	7,560	7,700	7,970	8,090	8,570	9,730	11,580	13,430	15,240	17,060	18,290	19,110	19,950	20,790	21,660
4,580	5,050	5,670	6,650	7,150	7,960	8,160	8,310	8,600	8,730	9,250	10,500	12,490	14,490	16,450	18,410	19,740	20,620	21,530	22,430	23,380

／払い込みいただく保険料 (単位:円)

21日まで	23日まで	25日まで	27日まで	29日まで	31日まで	34日まで	39日まで	46日まで	53日まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで
280	300	320	330	350	360	360	360	370	420	470	600	810	1,000	1,210	1,410	1,620	1,830	2,040	2,230	2,430
840	900	960	990	1,050	1,080	1,080	1,080	1,110	1,260	1,410	1,800	2,430	3,000	3,630	4,230	4,860	5,490	6,120	6,690	7,290
1,400	1,500	1,600	1,650	1,750	1,800	1,800	1,800	1,850	2,100	2,350	3,000	4,050	5,000	6,050	7,050	8,100	9,150	10,200	11,150	12,150
210	230	240	250	270	280	280	300	300	350	410	550	770	970	1,180	1,400	1,610	1,840	2,050	2,250	2,480
630	690	720	750	810	840	840	900	900	1,050	1,230	1,650	2,310	2,910	3,540	4,200	4,830	5,520	6,150	6,750	7,440
1,050	1,150	1,200	1,250	1,350	1,400	1,400	1,500	1,500	1,750	2,050	2,750	3,850	4,850	5,900	7,000	8,050	9,200	10,250	11,250	12,400
50	60	60	60	60	60	100	120	140	160	180	240	340	430	520	620	710	800	900	990	1,090
160	170	170	170	170	180	200	220	250	300	360	510	740	970	1,200	1,430	1,660	1,890	2,120	2,350	2,580
270	280	280	290	290	310	340	370	420	500	600	850	1,240	1,620	2,000	2,380	2,760	3,150	3,540	3,920	4,310
70	80	80	90	90	90	100	120	140	160	180	240	340	430	520	620	710	800	900	990	1,090
1,730	1,890	1,960	2,000	2,030	2,070	2,120	2,150	2,150	2,150	2,250	2,570	3,120	3,670	4,220	4,800	5,360	5,950	6,530	7,090	7,660
2,770	3,030	3,130	3,210	3,250	3,320	3,400	3,430	3,430	3,450	3,610	4,120	5,000	5,870	6,760	7,680	8,580	9,520	10,450	11,340	12,260
3,110	3,410	3,520	3,610	3,660	3,730	3,820	3,860	3,860	3,880	4,060	4,630	5,620	6,610	7,600	8,640	9,650	10,710	11,760	12,760	13,790
6,420	7,260	8,050	8,800	9,690	10,600	11,960	13,470	16,930	21,100	25,860	37,600	56,060	75,120	94,210	113,810	133,350	152,080	170,800	189,520	208,240
6,940	7,850	8,700	9,520	10,470	11,460	12,930	14,570	18,310	22,810	27,960	40,650	60,620	81,220	101,860	123,050	144,180	164,430	184,670	204,910	225,160
7,490	8,470	9,390	10,270	11,300	12,370	13,950	15,720	19,760	24,610	30,170	43,870	65,410	87,640	109,920	132,780	155,580	177,430	199,270	221,120	242,960
11,840	13,020	14,270	15,540	16,810	17,720	25,660	41,160	63,770	90,580	121,100	194,980	310,540	431,190	544,190	657,190	772,080	886,960	1,001,850	1,116,740	1,231,620
12,800	14,080	15,430	16,800	18,170	19,160	27,750	44,510	68,950	97,930	130,930	210,810	335,760	466,200	588,380	710,560	834,770	958,990	1,083,200	1,207,420	1,331,640
13,810	15,190	16,650	18,130	19,610	20,680	29,940	48,030	74,400	105,680	141,290	227,480	362,310	503,070	634,910	766,750	900,790	1,034,820	1,168,860	1,302,900	1,436,940
9,830	10,700	11,600	12,440	13,110	13,750	13,790	14,000	14,430	14,610	14,820	16,610	19,790	22,960	26,080	29,200	32,370	35,540	38,710	41,880	45,050
10,630	11,570	12,540	13,450	14,170	14,870	14,910	15,130	15,600	15,800	16,020	17,960	21,390	24,820	28,200						

補償内容のご説明 (お支払いする保険金の内容)

「海外旅行中」とは 保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

※ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡 保険金	お支払いする場合 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生日からその日を含めて 180日以内 に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)	お支払い額 傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。 ※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	たとえば、 ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象*1 ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ⑨ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)
傷害後遺 障害 保険金	お支払いする場合 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生日からその日を含めて 180日以内 に身体に後遺障害が生じた場合	お支払い額 (後遺障害の程度に応じて) 傷害後遺障害保険金額の4%~100%*2 ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。	
疾病死亡 保険金	お支払いする場合 ①海外旅行中に病気で死亡された場合 ②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後 72時間 を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡された場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*5により、旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡された場合	お支払い額 疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。	上記①~④、⑥に加え、たとえば、 ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症 ・歯科疾病 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病による死亡(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)
賠償責任 保険金	お支払いする場合 海外旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害*6を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合	お支払い額 損害賠償金の額 ※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め弊社にご相談ください。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	上記③④に加え、たとえば、 ・ご契約者または保険の対象となる方の故意 ・職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任 ・所有・使用・管理する財物の損壊または紛失について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任 ・航空機、船舶*7、車両*8、銃器(空気銃を除きます。)の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ・親族*9に対する賠償責任
携行品 損害 保険金	お支払いする場合 海外旅行中に携行品*12が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合 ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いたします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	お支払い額 (携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*14 ※乗車券等は合計で5万円を限度とします。 ※旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。	上記①~④に加え、たとえば、 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・携行品の置き忘れまたは紛失*17 ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査等での銃の破壊はお支払いの対象となります。)

*1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
*2 始期日における保険の対象となる方の年齢が満70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。ただし、包括契約に関する特約、企業等への包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセットされます。
*3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りします。
*4 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療(感染症法)」第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または四類感染症をいいます。
*5 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。
*6 次に掲げる損害を含みます。
・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセーフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害
・居住施設内の部屋、部屋内の動産(部屋外における居住施設のキーを含みます。)に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。
・レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方がその旅行のために直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害
*7 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。
*8 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービル等はお支払いの対象となります。
*9 6親等以内の血族、配偶者*10または3親等以内の姻族をいいます。
*10 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りします。婚姻とは異なります。)
①婚姻意思*11を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
*11 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
*12 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り*13、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。自動車、自動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノートパソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、小切手、現金、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうぎ)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物等を含みません。また、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内)にある間および別送品は含まれません。
*13 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。
*14 損害が生じた携行品の時価額*15とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額*15のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地に負担した場合に限りします。交通費、宿泊施設の客室料も含みます。)、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。
*15 再取得価額*16から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。
*16 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。
*17 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

傷害治療費用保険金

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けた場合

お支払い額

下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の費用については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて**180日以内**に必要となった費用に限りです。)
※日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。

- ① 医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。)
- ② 治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費
- ③ 義手、義足の修理費(傷害治療費用セットの場合のみ)
- ④ 入院のため必要になったa. 国際電話料等通信費、b. 身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。)
- ⑤ 旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額は差し引きます。)
- ⑥ 保険金請求のために必要な医師の診断書費用
- ⑦ 法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用(疾病治療費用セットの場合のみ)

たとえば、

- ① ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失
- ② 保険金受取人の故意または重大な過失
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事象*1
- ④ 放射線照射、放射能汚染
- ⑤ 無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
- ⑥ けんかや自殺行為、犯罪行為
- ⑦ 脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ
- ⑧ 海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
- ⑨ ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)

疾病治療費用保険金

お支払いする場合

- ① 海外旅行開始後に発病した病気*2により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受けた場合
- ② 海外旅行中に感染した特定の感染症*3*4により、旅行終了日からその日を含めて**30日を経過するまでに**医師の治療を受けた場合

傷害治療費用・疾病治療費用共通のご注意

お支払いする保険金は、1回のケガについて傷害治療費用保険金額、1回の病気について疾病治療費用保険金額が限度となります。また、次のa. b. の費用がお支払いの対象となり、c. はお支払いの対象となりません。
a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用
b. 海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用
c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分

- 上記①～④、⑥に加え、たとえば、
- ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
- ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用
- ・歯科疾病
- ・海外旅行開始前に発病した病気
- ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)

救援者費用等保険金

お支払いする場合

- ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)
- ② 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、**3日以上*5**続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。)
- ③ 病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合
- ④ 海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合
- ⑤ 海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等

お支払い額

ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*6の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額。なお、お支払い額として保険金は、救援者費用等保険金額が保険期間中の限度となります。

- ① 捜索救助費用
- ② 救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救援者**3名分まで**)
- ③ 救援者の宿泊施設の客室料(救援者**3名分**かつ救援者1名につき**14日分まで**)
- ④ 救援者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計で20万円まで)*9
- ⑤ 現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額は差し引きます。)*9
- ⑥ 遺体処理費用(100万円まで)

- 上記①～④に加え、たとえば、
- ・けんかや自殺行為(事故の日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合はお支払いの対象となります。)、犯罪行為
- ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
- ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症による入院
- ・歯科疾病による入院
- ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による入院
- ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間のケガ(左記「保険金をお支払いする主な場合」の①、③、④の場合はお支払いの対象となります。また、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、左記「保険金をお支払いする主な場合」の②、⑤もお支払いの対象となります。)

- *1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
- *2 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。
- *3 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または四類感染症をいいます。
- *4 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。
- *5 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。
- *6 6親等以内の血族、配偶者*7または3親等以内の姻族をいいます。
- *7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)
① 婚姻意思*8を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *8 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
- *9 傷害治療費用または疾病治療費用で支払われるべき金額は差し引きます。

このチラシは海外旅行保険の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」および「海外旅行保険パンフレット」をよくお読みください。また、詳細は「海外旅行保険あんしんガイドブック」および「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約者と保険の対象となる方が異なる場合は、このチラシの内容をご契約者から保険の対象となる方全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは
 東京海上日動カスタマーセンター
 **0120-868-100**
 受付時間：平日・土日祝 午前9時～午後6時
 (年末・年始を除く)

東京海上日動火災保険株式会社
 www.tokiomarine-nichido.co.jp